

条件付き一般競争入札発注情報【物品取扱等（物件納入）】

発注番号	5-市物86
公告日（公表日）	令和5年11月1日（水）
発注担当室	名張市都市整備部 都市計画室
業 種	「リース・レンタル」又は「事務用機器・OA機器及び関連製品」
番 号	令和5年度（ ）第7号
件 名	名張市大型複合機賃貸借
場 所	名張市 鴻之台1番町1番地 地内
履行期限	納入期限：令和5年11月30日まで 賃貸借期間：令和5年12月1日から令和10年11月30日まで【長期継続契約】
概 要 ※詳しくは、仕様書等を参照すること。	賃貸借機器・・・大型複合機1台
入札参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に公告日から開札日までの期間該当しないこと。 ・ 公告日現在、「名張市入札参加資格者名簿」に登録されている者で、かつ、この発注案件に対応する業務区分に登録している者。 ・ 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。 ・ 「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を公告日から開札日までの期間受けていないこと。 ・ この発注案件は、電子閲覧であるため、別添の仕様書を閲覧すること。 ・ 公告日の前日から引き続き、名張市内に本店または支店（平成17年11月16日付名張市公告第48号「入札参加資格者の「準市内業者」の位置付けについて」の規定に基づく。）を置く者で、名張市の定める「物品取扱等」の業種区分において、「リース・レンタル」に登録している者。 ・ 入札参加申請書の提出前に都市計画室へカタログ等を持参又はFAX（0595-63-4677）し、仕様書に記載の機器と同等品としての承認を受けること。なお、承認を受けたカタログ等の写しを入札参加申請書に添付すること。 ・ この発注案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合、名張市はこの契約を変更又は解除できることが契約条項となるが、これに基づき契約締結ができる者。
入札保証金	免除
契約保証	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 ・ <input type="checkbox"/> 必要（契約金額の10/100以上）※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る。
予定価格（税抜）	36,800円 ※左記金額は、1か月当たりの金額です。 入札書にも1か月当たりの金額を記入して下さい。
最低制限価格の設定	無
契約代金支払方法	毎月払い
質問受付方法	質問書（契約管財室のホームページ掲載様式）により、契約管財室あてにFAX（0595-62-0778）で送付すること。
質問受付期限	令和5年11月8日（水）午後5時まで
質問回答方法・回答日	契約管財室ホームページ「お知らせ」で令和5年11月10日（金）午後5時頃までに公表
入札参加申請書の受付期限	令和5年11月13日（月）正午まで【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）】 FAXにより参加申請した場合は、受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。
入札参加無資格者の連絡	令和5年11月15日（水）午後5時までに電話で連絡する。 ※電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。
入札書到着期限	令和5年11月20日（月） ※名張市郵便入札に係る封筒の記載要領（契約管財室のホームページ掲載）に基づき「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録郵便」のいずれかの方法により名張郵便局留で郵送すること。
入札参加者及び立会人の公表	令和5年11月22日（水）午後3時頃までに契約管財室のホームページ及び契約管財室で公表 ※立会人に選ばれた場合に、立会いできないときは、令和5年11月22日（水）午後5時15分までに「立会人辞退届出書」を提出すること。【契約管財室へ持参又はFAX（0595-62-0778）。FAXにより提出したときは受信確認を契約管財室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。】 ※期限までに辞退届出書の提出がなく、立会いしなかった場合は、入札を無効とする。
開札日時	令和5年11月24日（金） 午前10時50分
開札場所	名張市役所4階 402会議室

※留意事項：上記のほか、「名張市契約規則」、「条件付き一般競争入札運用基準」に基づくものとする。